

反社会的勢力に対する基本方針

株式会社 RESPECT PAYMENT SERVICE（以下「当社」といいます。）は、社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、次のとおり基本方針を定めます。

1 組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対して、代表取締役その他の経営陣を含む組織全体として対応します。

また、反社会的勢力からの不当要求その他の行為に対応する役職員の安全を確保します。

2 外部専門機関との連携

当社は、平時から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士その他の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

反社会的勢力による不当要求その他の問題が発生した場合は、外部専門機関へ速やかに相談し、適切に対応します。

3 関係の遮断

当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含む一切の関係を遮断します。

取引開始後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合は、法令及び契約に基づき、取引停止、契約解除その他必要な措置を講じます。

4 不当要求への対応

当社は、反社会的勢力による不当要求を断固として拒絶します。

不当要求を受けた場合は、事実及び証拠を適切に記録し、民事上及び刑事上の法的措置を含めて対応します。

5 裏取引及び利益供与の禁止

当社は、反社会的勢力による不当要求について、事実を隠蔽するための裏取引を行いません。

また、反社会的勢力に対し、資金提供、便宜供与その他一切の利益供与を行いません。

6 反社会的勢力の排除

当社は、利用者、取引先、委託先、提携先、役職員その他当社の業務に関係する者について、必要な範囲で反社会的勢力との関係の有無を確認します。

反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力との関係が認められる場合は、法令、契約及び社内規程に基づき、取引又は関係の開始を拒否し、又は既存の関係を解消します。

7 社内管理態勢

当社は、反社会的勢力への対応を統括する責任者及び主管部門を定め、反社会的勢力に関する情報を適切に管理します。

当社は、反社会的勢力による不当要求又は接触を認識した役職員が、直ちに主管部門へ報告できる態勢を整備します。

役職員が単独で反社会的勢力へ対応することを避け、原則として複数名及び組織として対応します。

8 役職員への教育

当社は、役職員に対し、反社会的勢力の排除、不当要求への対応、社内報告、証拠保全及び外部専門機関との連携について、必要な教育及び研修を行います。

9 社内規程との関係

反社会的勢力の確認、取引開始前の審査、継続的な確認、不当要求への対応、証拠保全、外部機関との連携及び記録管理は、4-01「反社会的勢力排除基本方針・管理規程」その他の関係規程に従って行います。

10 本方針の公表

当社は、本方針を当社のWebサイトその他適切な方法により公表します。

会社の所在地、電話番号、問い合わせ窓口その他変更の可能性がある事項は、本方針本文ではなく、当社Webサイトの会社概要又は問い合わせ窓口に表示します。

11 改定

本方針の制定、重要な改定及び廃止は、取締役会の承認を得て行います。

本方針の趣旨を変更しない字句修正、法令名の更新その他の軽微な変更は、代表取締役又はコンプライアンス担当責任者の承認により行うことができます。

12 旧方針の廃止

本方針の施行に伴い、旧20-5「反社会的勢力に対する基本方針」は、本方針の施行日をもって廃止します。

旧方針は、改訂記録及び新旧対応資料とともに保存します。

制定・改訂履歴

制定 2017年1月11日

統合改訂 2026年7月21日